



## 法人会ニュース

**第 66 号**

発行所  
相馬市中村字桜ヶ丘54-1  
(公社) 相双法人会  
発行人  
只野 裕一  
編集  
広報委員会  
発行日  
令和4年1月26日

## ～ 各支部の行事 ～



相馬支部: そうま市民まつり



小高支部: 地域清掃活動

**ヤマト小倉さんの、見事な生き様**

会長 只野 裕一



皆様には新しい年を、ご健勝にてお迎えのこととお喜びを申し上げます。東日本大震災から十一年を迎えるようとしています。その時、大変ご貢献を頂いたヤマト運輸小倉社長の話です。宅急便は奥さんのグチから発想した。奥さんが息子に小荷物を送ろうと郵便局に行つたが、包装が悪い、大きさが規格外、荷札の付け方。と、まるで検査官のよう。なるべく扱わないところへ思えない。一方の運送会社も、企業や大口を優先し、家庭の小荷物など相手にしない。

この奥さんのグチを聞いて、小倉社長はひらめいた。一般家庭を相手に、距離のいかんに問わず、小口運送。これが宅急便の発想となつた。クール便、ゴルフ、スキーと新しい試みを行つた。いつもお客様が何で困っているか、どうして欲しい、からの発想だつた。

小倉さんの凄さはこれから。六十三歳で引退し、保有株三百万株、時価三十四億円をヤマト福祉財団に全額寄付。自らも、福祉ボランティアに貢献した。

小倉さんの高邁な心が東日本大震災で發揮された。宅急便の荷物一個につき十円を寄付した。七月から翌年三月まで寄付した金額は、実に百四十二億円強に達した。一日あたりの扱い荷物は、五百二十万個という巨大な数字になつていて。

ここまで、利用者が増えたのは「相手の立場にたつて」という企業理念が会社に浸透していたからでした。

小倉さんの生き様は、人間の理想の姿で、素晴らしいものである。

令和四年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

相双法人会並びに会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたり、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う様々な制約の中においても、税知識の普及など各種の活動に積極的に取り組んでいただいており、深く敬意を表する次第です。

相馬税務署といたしましては、今後も感染状況を踏まえながら、納税者の方々の置かれた状況や心情に十分配慮し、丁寧かつ適切に対応してまいります。

さて、間もなく確定申告の時期を迎えます。

**新年のごあいさつ**

相馬税務署長 村田 俊行



令和三年分の確定申告期におきましては、引き続き、基本的な感染防止策を徹底するとともに、申告書作成会場の混雑緩和のため、入場できる時間枠を指定した「入場整理券」を活用するほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、自宅等からのキヤッショレス納付の利用拡大に取り組んでまいります。

e-Taxによる申告につきましては、スマートフォンのカメラを利用した源泉徴収票の読み取機能の追加やマイナポータル連携対象データの拡大など、その利便性が更に高まつておりますので、従業員の皆様や御家族に対し、積極的な周知・広報をお願いいたします。

なお、令和五年十月から実施されるインボイス制度については、昨年十月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されました。登録申請手続きには、申請から通知の受領までスムーズにできるe-Taxを是非御利用ください。

結びに、新しい年が、相双法人会の更なる御発展と会員の皆様の御繁栄の年となりますよう、心から祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



記念講演会では、元文化庁長官「宮田亮平」氏による講話を賜つた。会場内には全国の単位会代表作品、総数約九百点が展示され、どの作品も子どもたちの自由な発想と個性溢れる感性で描かれており、子供たちが税について真剣に考えており、今後の活動への活力となつた。

また、今大会では食品ロスの問題についても取り上げ、今後の各会の活動の指針を得た。

十一月十六日、新潟県新潟市「朱鷺メッセ」にて、「新しい形、新潟から。」新時代 令和に羽ばたく女性の力」を大会キヤッチフレーズに、国税庁課税部長、新潟県知事、新潟市長らの来賓を招いて、第十五回法人会全国女性フォーラム新潟大会が約二年ぶりの開催となつた。

十一月十六日、新潟県新潟市「朱鷺メッセ」にて、「新しい形、新潟から。」新時代 令和に羽ばたく女性の力」を大会キヤッチフレーズに、国税

## 全国女性フォーラム 「新潟大会」



大会では、各地の法人会青年部会員が集まるのではなく、各単位会の代表のみが参加し約五百五十名の現地参加者、リモート二千五百名での開催となり本会からは、朝田青年部会長、神谷県連会長が参加した。

大会では、各地の青年部会が行つてゐる子供たちへの租税教育活動の取り組み事例発表では、全国の国税局管内から選抜された十一単位会会がプレゼンテーションを行つた。

さらに今回の大会から初めて、各地の青年部会や企業が行つている健康経営の取り組み事例を紹介する「健康経営大賞」をコンテスト形式で開催された。

十一月二十六日、佐賀県佐賀市「佐賀市文化会館大ホール」にて全国青年の集い「佐賀大会」が二年ぶりに開催された。

## 全国青年の集い 「佐賀大会」

**電子申告で効率UP!**

**e-Tax**

「e-Tax」なら  
国税に関する  
申告や納税、  
申請・届出などの  
手続がインターネット  
で行えます。

### 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダーライタ）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



**納税には  
ダイレクト納付が  
便利です！**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると  
こんなメリットが！

添付書類の  
提出省略<sup>(注)</sup>

還付が  
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは  
WEBへ

イータックス  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

検索



講師には、相馬税務署税法人課税加藤統括官。法人課税沼倉総括官を招き講義していただいた。

会場内では密を避けるため、入場者数の五十%以下に制限を設けた。また、換気の徹底、来場者のマスクの着用、消毒の義務を徹底した形での開催となつた。

現在、新型コロナウイルス感染拡大している状況の中ではあるが、今年の十月よりインボイス制度の事業者登録が始まつたこともあり、税を考える週間に合わせ開催した。

一月十六日富岡町富岡町生涯学習会館にて、インボイス制度研修会を開催した。

## インボイス制度研修会

**相馬支部秋祭り**

十月三十一日相馬市民まつりへ、相馬支部が参加した。

現在はコロナ禍の中にあり、感染症対策として、入場制限をかけ、参加者には検温、消毒後リストバンドが配られ今までとは異なる環境での開催となつた。



**女性部会健康推進事業  
並びに清掃活動**

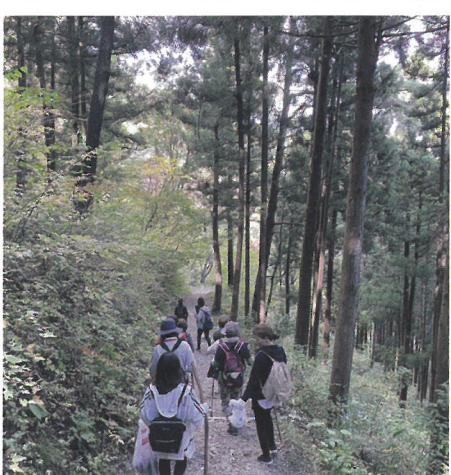
鹿狼山登山(新地町)

女性部会では、今年度より健康推進事業として、体を動かし健康維持を図るために“登山例会”を開催した。

当日は、十一名の女性部会員が参加した。

道中、ほかの登山客が気持ちよく歩いていただけるよう、ゴミ拾いしながら目的地を目指した。

今回、初めて登山をする参加者もあり、最後まで登り切れるか心配もあつた。



令和五年十月からの制度施行に間に合ったためには、令和五年三月までに適格請求書発行業者登録を済ませる必要がある。

インボイス制度とは、所定の要件を記載した請求書や納品書を発行・保存するようになります。また、これまで以上に、取引の透明性を高め、消費税額を正確に把握し、不正やミスを防ぐことにつながる制度となる。

当日はなるべく距離をとりながら税の風船配りを行つた。普段外出できないためか、例年よりも人出が多く、有意義に税の啓発活動を行えた。

参加者からは、久しぶりに体を動かせてよかったですとのことも聞かれ、今後も健康指針、地域の清掃活動を合わせた事業に取り組んで行きたい。

たが、紅葉を楽しみながらだつたからか、一人の脱落者も出ることなく全員で登りきることが出来た。

# 消費税の 期限内納付を 忘れずに。

- ★消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ★基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※1)</sup>。
- ★期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※2)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。



**消費税には申告・  
納付期限<sup>(※3)</sup>が  
あります。**

**申告・納付には  
e-Taxが利用  
できます。**

**個人事業者の方は  
振替納税も  
利用できます。**

**期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。<sup>(※4)</sup>**

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※2)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup>

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※3 法人は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

# (相馬税務署からのお知らせ)

## 令和3年分の所得税等の確定申告

### 1 令和3年分の確定申告書作成会場について

令和3年分の所得税（及び復興特別所得税）、消費税（及び地方消費税）及び贈与税の確定申告期における申告書作成会場は、次のとおり開設する予定です。

- 開設場所 『相馬市振興ビル6階』 相馬市中村字塚ノ町 65-16
- 開設期間 令和4年2月10日（木）から3月15日（火）《土・日・祝日を除く》
- 開設時間 午前9時から午後4時

- ※ 申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。「**入場整理券**」は、会場で当日配布しますが、LINEを通じたオンラインによる事前発行も可能です（配付方法の詳細は、別途国税庁ホームページ等によりお知らせします。）。
- ※ 「**入場整理券**」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。
- ※ 会場の駐車台数には限りがありますので、JR・バス等をご利用ください。
- ※ 税務署内には、申告書作成会場を設置しておりませんので、開設期間中に申告書作成会場にお越しください。

### 2 自宅からスマートフォン等で確定申告！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、お手持ちのスマートフォン・タブレット等で、所得税の確定申告書が作成できます。

- マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して申告！

- ID・パスワード方式

IDとパスワードを取得して申告！

※ IDとパスワードの発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。（確定申告期間中に限らず、随時申請可能です。）

※ 申告内容によっては、ご利用いただけない場合もあります。

なお、従来どおりパソコンから「確定申告書等作成コーナー」を利用して、申告書を作成・印刷し、税務署へ郵送等により提出することもできます。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

### 3 確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。

税務署に所得税等の確定申告書を提出する都度、マイナンバーの記載と本人確認書類（番号と身元の確認できるもの）の提示または写しを添付していただく必要があります。

《本人確認書類の例》

(1)マイナンバーカード（番号確認と身元確認）

(2)通知カード（番号確認）+運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

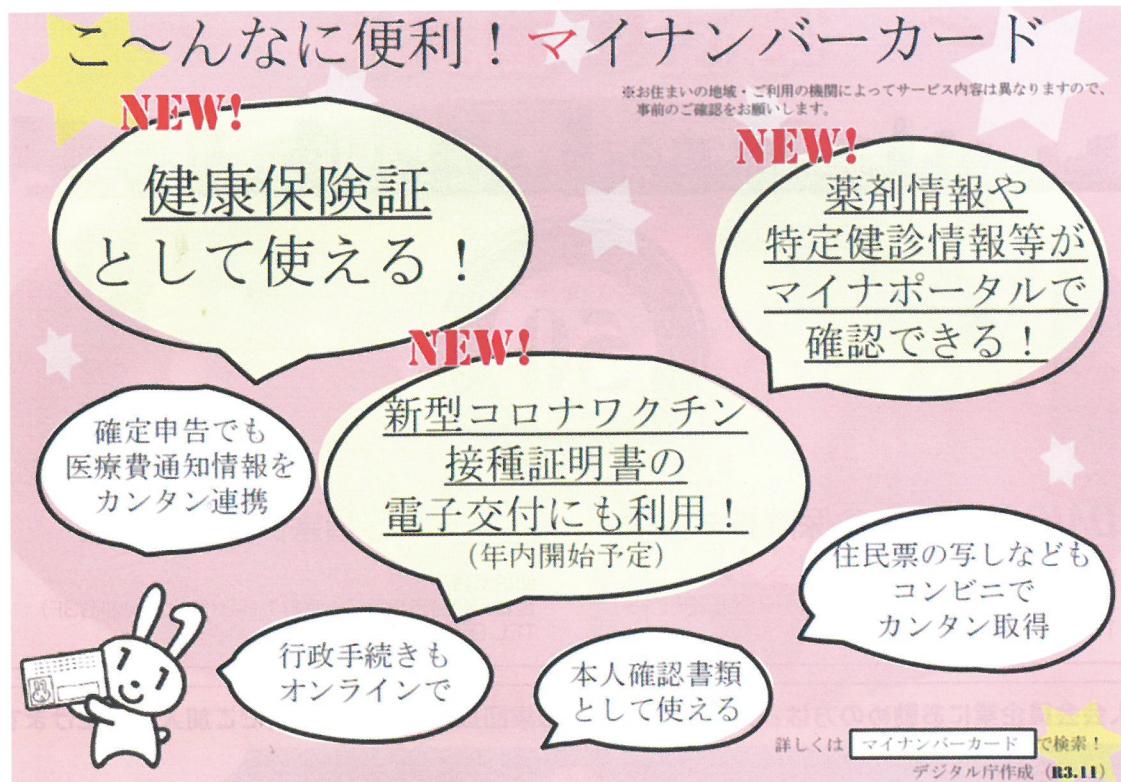
※ 申告書作成会場においてになる際は、本人確認書類の持参をお願いいたします。

※ 確定申告書を郵送する場合は、本人確認書類の写しの添付をお願いいたします。

# （相馬税務署からのお知らせ）

## マイナンバーカードの取得と健康保険証利用申込のお願い

マイナンバーカードは、令和3年10月20日から健康保険証としての利用が開始され、また、各種証明書のコンビニエンスストアでの取得、更には今後、運転免許証との一体化も検討されているなど、大きなメリットがあるカードです。



国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」に動画やリーフレットを掲載しております。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm>



## 電子帳簿保存法が改正されました

令和3年度税制改正において、電子帳簿等保存やスキャナ保存に係る手続が抜本的に簡素化されるとともに、電子取引データ保存について出力書面等の保存をもって代える措置が廃止される等の改正が行われました（令和4年1月1日施行）。

国税庁ホームページ内に、リーフレットやQ&A、動画を掲載しております。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>



令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データを出力して保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、  
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。



**50th ANNIVERSARY**

**Daido** 大同生命保険株式会社      AIG AIG損害保険株式会社

郡山支社相双営業所/  
福島県南相馬市原町区旭町4-91-17(あいおいニッセイ同和損保原町ビル3F)  
TEL 0244-24-2646

仙台支店/  
宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台3F)  
TEL 022-221-2532

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん治療を  
幅広くまとめて保障する  
**がん保険**

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、  
治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です  
(所定の支払事由に該当する必要があります。詳細は「契約概要」などをご確認ください)。

**NEW!**  
アフラックの  
生きるためのがん保険  
ALL-in

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。  
**Aflac アフラック**  
郡山支社:〒963-8005 福島県郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル5F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は  
お気軽にどうぞ!  
アフラック 法人会 検索

No.1  
アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数  
令和元年版 インシュアラムス生命保険統計号

法人会がん保険制度  
公募認定法人  
全国法人会総連合

P19444 AFツール-2020-0076 2月5日